

# Next Stage 2005 Vol.5

## Saitama Support Magazine

(財)さいたま市産業創造財団



財団オススメ企業!!  
有限会社 常磐スクリーンプロセス  
内館社長

ベンチャー塾講演風景



インキュベータ「案産館」のある  
MIO北浦和

## contents

- 特集 さらにパワーアップ!! さいたま市産業創造財団の  
創業支援“新”メニュー紹介 ... 2
- Support Topics  
▶ インキュベータ「案産館」～利用者募集～  
▶ 創業アドバイザー派遣事業をご活用ください!! ... 4
- 財団オススメ企業!!  
▶ 有限会社 常磐スクリーンプロセス ... 6
- コラム 度重なる廃棄物処理法改正と  
排出事業者責任について ... 7
- インフォメーション ... 8

コ

毎回各分野のエキスパートによるホットな話題をお送りします。

今回のテーマは環境です。



# ~度重なる廃棄物処理法改正と排出事業者責任について~

## 行政による廃棄物と有価物判断基準の明確化を

産業廃棄物対策シンクタンク

株式会社 環境政策研究所

代表取締役CEO兼上席主任研究員

松岡 力雄(まつおか りきお)

### ① 迷走する産業廃棄物行政

平成17年5月18日、廃棄物処理法(平成17年改正)が公布された。同法改正は、近時、平成9年、12年、15年、16年、17年と立て続けに行われ、環境省も異例の事態と難色を示している。この危機的状況は、青森岩手県境田子町事件、岐阜県岐阜市事件といった県知事許可を受けていた処理業者の大規模な不法投棄事件に起因し、行政は監視パトロールなど未然防止策と、その原状回復作業に大きな人的能力を割かれ、数百億円規模の費用負担を違法行為を行った処理業者は勿論のこと、そこへ委託した排出事業者へ責任追求するため立証・立件に紛糾している。このような状況の中、原状回復には行政代執行等、産廃特措法による公的資金(税金)の導入も実行されており、産業廃棄物の処理責任を負うべき排出事業者の責任は、国民の社会費用負担に転嫁され、企業の社会的責任が厳しく問われる時代へと変化してきた。一方、不法投棄現場の環境被害を受けた地域住民の怒りは、処理業者を監視・指導する立場にある管轄行政に向けられ、こうした一連の事象は、現在の産業廃棄物法制の不備を顕著に表している。

### ② 産業廃棄物処理業者の育成と優良性判断情報の提供について

環境省は15、16年改正において、更なる悪質処理業者の徹底排除及び罰則を強化し、暗いイメージが先行される産廃業界の信頼回復に向け、優良な処理業者の育成を支援するため具体的な育成策に着手し、平成17年10月1日から、「産業廃棄物処理業者の評価制度」を各地方自治体に対し一律に実行させようとしている。同制度は厳しい基準を処理業者に設け、更新時、処理業者の任意申込により地方自治体が審査する仕組みになっている。基準内容は①遵法性(過去5年間行政処分を受けていないか)②情報公開(会社情報、財務諸表、処理料金、処理工程、処理実績、地域融和等インターネットによる公表)③環境保全への取り組み(ISO14001、エコアクション21の認証取得)の3項目を設け、基準適合した旨を地方自治体が許可証に記載し、産廃情報ネットにより公表されることになる。

上記により排出事業者は、処理料金の比較と併せて、優良性判断評価による情報を参考に選定作業を行うことが予見される。注意すべきは、優良業者へ委託したからといって、排出事業者責任が免れるものではないことが付け加えられた点である。

### ③ 廃棄物処理法上の廃棄物・有価物判断の問題について

近年、大企業の社会的責任(CSR)を果たす姿勢や法令遵守の動きが、下請中小企業にも浸透されつつあり、環境保全やコンプライアンスの高まりは、同時に廃棄物処理法に対す

る疑惑を増加させ、法の解釈論は管轄する行政判断の差異を生じ、その運用に現場実務は困惑している。

特に廃棄物と有価物の判断では、1円でも処理業者が買取れば有価物か?運搬費と相殺しての利益が排出事業者側に残らなければ有価物と判断できないのか?等、排出段階において、有価物であることを客観的に判断することが難しく、廃棄物処理法のグレーゾーンと表現されている。有価物と解釈した場合、委託契約書やマニフェストの発行義務はなく、もし仮に安易な有価物解釈で不法投棄事件が起きてしまった場合、排出事業者に対し、委託基準違反は5年以下の懲役1000万円以下の罰金及び別表の過失により原状回復措置命令が発せられ、行政によっては企業名も公表される。また、両罰規定により環境担当者や環境担当役員にまで、その責が問われる可能性があり、非常に神経を使っているのが現状だ。行政も過去の経験から、グレーゾーンを悪質業者に悪用されているケースも多く、より廃棄物として判断する指導が強い。リサイクル推進と不適正処理防止を両立する力となる問題だ。

今後、環境省は廃棄物と有価物の判断基準を明確化しなければならないであろう。広島高裁判決では、取締まる側の行政が、廃棄物であることを客観的に証明すべきとの判断を示した。廃棄物処理法は排出事業者責任を前提としていることから、排出段階において明確な基準を設ける必要がある。最終的に解釈を司法判断に委ねる現状を考えると、違法行為が生じてから、過失責任を問う現在の排出事業者責任には限界があるのかも知れない。廃棄物処理法の改正は、17年改正に留まらず、まだまだ続くことが予見されるのではないだろうか。

#### 排出事業者が措置命令の対象となる場合

- ①委託基準違反
- ②マニフェスト不交付
- ③マニフェスト虚偽記載
- ④マニフェスト確認義務違反
- ⑤マニフェスト保管義務違反
- ⑥不法投棄を知りつつ委託
- ⑦著しく安い料金で委託
- ⑧その他責めに帰する事由有り

罰則	措置命令
○	○
○	○
○	○
×	○
○	○
	○
	○
	○

悪質業者、プロパーに  
資格がない場合

松岡 力雄 氏

- ・農林水産省食品リサイクル法普及事業部会委員
- ・独立行政法人中小企業基盤整備機構廃棄物処理法専門講師
- ・廃棄物学会会員
- 等各方面で活動中